

## 藤枝市環境基本計画後期計画策定業務委託仕様書

### 1 目的

本業務は、第3次藤枝市環境基本計画の中間見直しを行うことを目的とする。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 藤枝市環境基本計画後期計画策定業務
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで（2か年）
- (3) 業務場所 藤枝市内

### 3 委託業務の計画

受託者は契約締結後、速やかに着手届、工程表、業務実施計画等を提出し、委託者の承認を受けるものとする。受託者は、本委託業務の遂行上その他工程に変更が生じた場合は、直ちに変更工程表を提出し、本市と協議をしなければならない。

### 4 受注資格

- ・平成31年4月1日から令和6年3月31日までに、地方公共団体の環境基本計画又はこれに類似する計画等の策定業務を1件以上受託し、完了した実績を有する者。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ・地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- ・藤枝市の当該業務に係る業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ・藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）の規定に基づく入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領（平成6年施行）による指名排除を受けていないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- ・会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- ・破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ・地方税及び国税に滞納がない者。

### 5 業務内容

#### (1) 基本的事項の検討

計画策定の背景、社会情勢や環境の変化、計画の基本的事項をとりまとめる。

## (2) 基礎調査

### ①環境の現状の整理

既存資料調査により、環境の現状（市の概況、地球環境、資源循環、自然環境、生活環境、環境教育・協働）を把握し、市の特徴・課題を整理する。

### ②施策・指標の整理

第3次藤枝市環境基本計画前期計画の環境関連施策の実施状況・環境指標の目標達成状況などを把握し、新たに必要とされる施策、見直しが必要とされる指標について整理する。

### ③意識調査

脱炭素社会の実現や再エネの導入に対する意向（意識・取組状況）を把握し、再エネ導入目標及び今後求められる重要な施策の方向性を検討するため、意識調査を実施する。

#### a 調査対象者

市民 1,300（市内に居住する20歳以上の男女を住民基本台帳から無作為抽出）

事業者 900（抽出方法については、契約後に決定する）

中学生 350（市内各校3年生学級のうち、任意の1クラスを対象とする）

#### b 調査方法

往復郵送方式（中学生については、学校依頼を予定）

#### c 作業区分

（受託者）

- ・対象者の抽出（事業者）
- ・調査票の作成（市民・事業者・学校）
- ・調査票の印刷（市民・事業者・学校）
- ・発送用・返信用封筒の印刷（市民・事業者）
- ・発送用封筒に宛名ラベルを添付し、調査票封入作業（市民・事業者・学校）
- ・発送作業及び調査票の回収（市民・事業者）
- ・調査票の集計（市民・事業者・学校）
- ・住民意識・意見の把握及び分析（市民・事業者・学校）

（委託者）

- ・対象者の抽出（市民・学校）
- ・宛名ラベルの作成（市民・事業者・学校）
- ・発送用封筒の用意（市民、事業者、学校）
- ・発送用・返信用封筒の印刷（学校）
- ・中学生への調査における学校への依頼、配布、回収（学校）

## (3) 環境基本計画の見直し

上記の基礎調査結果を踏まえ、第3次環境基本計画の見直しを行う。

## (4) 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の見直し

①将来の温室効果ガス排出量に関する推計

温室効果ガス排出量の将来推計を複数パターン（現状趨勢ケース 2030 年度・2050 年度、温室効果ガス削減見込量の試算を含む対策実施ケース 2030 年度・2050 年度）実施する。なお、市域全体の温室効果ガス排出量の現況推計については、別途発注業務「令和 5 年度 藤枝市温室効果ガス排出量算定業務委託」を基礎データとして、温室効果ガス排出量の現状について、特徴及び課題をとりまとめる。

②地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の見直し

上記の将来の温室効果ガス排出量に関する推計等をふまえた上で、脱炭素に資する 2030 年度目標、2050 年目標を検討し、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を見直す。なお、地方公共団体実行計画（区域施策編）における温室効果ガス削減目標は、地球温暖化対策計画の目標（2030 年度に 2013 年度から 46%削減）に留まらない水準とすること。

(5) 環境審議会の支援

環境審議会の会議資料の作成を支援し、会議に出席（年 2 回）すると共に、資料説明補助及び議事録を作成する。

(6) 報告書作成

上記の業務内容すべてを、報告書にとりまとめる。

(7) 概要版作成

計画書の概要版を作成する。

(8) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、市役所において着手時、中間時（1 回）、納品時とする。

6 業務管理

(1) 受託者は、業務の円滑な推進を図るため、十分な知識と経験を有する技術者及び十分な数の技術者を配置するものとする。

(2) 受託者は、本業務の履行にあたり、次の法令等を適用する他必要な関係法令を調査、熟知し、業務内容に漏れのないように務めるものとする。

①環境関連法令及び規則等

②静岡県条例及び規則

③その他の関係諸法令、通達、通知等

(3) 主任技術者は、業務の全般にわたり、業務上の管理を行うものとする。

(4) 業務の円滑な推進を図るため、本市及び受託者は常に密接な連絡を取り、十分な協議を行うものとする。

7 資料の貸与等

本業務の遂行上、必要となる資料の収集、調査、検討等すべき諸事項は受託者が行うも

のとするが、現在、本市が所有しているもので、業務の遂行上必要なものは貸与する。

受託者が、資料の貸与を受ける場合は、そのリストを本市に提出し、貸与された資料は業務完了後時に全て返却するものとする。

#### 8 機密保持と中立性の義務

受託者は本業務の遂行上、知り得た事項については守秘義務を負うものとし、中立性を厳守しなければならない。個人情報の保護の取り扱いについては、別紙「個人情報保護管理に関する特記仕様書」によるものとする。

#### 9 成果品

・ 報告書（ドッジファイル）	1 部（各年度）
・ 報告書原稿データ（電子媒体）	1 部（各年度）
・ 印刷用データ（計画書、概要版）	1 式
・ 計画書（印刷物）	8 0 部
・ 概要版	5 0 0 部

#### 10 留意事項

- (1) 本業務によって生じた成果品やデータの権利は、本市に帰属するものとする。
- (2) 本計画書の記載は、イラストやグラフを多用し、分かりやすい内容とすること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議し、業務に支障のないように履行するものとする。
- (4) 受託者は本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

## 個人情報保護管理に関する特記仕様書

### 第1 基本的事項

受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

### 第2 取得の制限

受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### 第3 安全管理措置

受託者は、業務遂行上知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第4 従業者の監督

受託者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

### 第5 再委託の禁止

受託者は、市の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

### 第6 複写又は複製の禁止

受託者は、市の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 第7 資料等の廃棄

受託者は、この契約による業務を処理するため市から提供を受け、又は受託者自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### 第8 目的外利用・提供の禁止

受託者は、市の同意がある場合を除き、委託事務の処理以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 第9 取扱状況の報告等

市は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を受託者に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

### 第10 事故発生時における報告

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。